

東京都防災(語学)ボランティア ハンドブック

令和7年4月

 東京都生活文化局

はじめに

現在、東京都内の在住外国人の数は、73万人を超えています。

災害時は、平常時にも増して様々な情報を必要とするため、行政が単独で多くの外国人の方等へ情報をお知らせすることは大変困難な状況となります。

東京都防災（語学）ボランティアは、震災等の大規模な災害が発生した場合に、その語学能力を活用して被災外国人等を支援し、都内被災地域における円滑な応急対策活動に従事することを目的に、東京都防災ボランティアのひとつとして平成8年度に制度化されました。

このような背景から生まれた東京都防災（語学）ボランティアは、ボランティアでありながら行政の一端として活動を行うという側面があります。

東京に大規模な災害が起きた場合、日本語がわからず、地震などの災害を経験したことの少ない外国人等は、安全な場所に避難することや、避難生活をおくるうえで必要となる情報を的確に把握することができないことが予想されます。

災害時には、都民相互の助け合いがとても大切です。

このハンドブックでは、東京都防災（語学）ボランティアについて、わかりやすく解説し、避難所等でボランティア活動を展開していくにあたっての流れや留意点などをまとめました。語学ボランティア活動をするうえで、ご活用いただければ幸いです。

令和7年4月

東京都生活文化局都民生活部

目 次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| I | 東京都防災（語学）ボランティア制度 | 1 |
| II | 災害時の活動 | |
| 1 | 災害時の活動内容 | 1 |
| 2 | 災害時の活動にあたっての手順 | 2 |
| 3 | 東京都防災（語学）ボランティアの活動 | 4 |
| III | 外国人災害時情報センターについて | |
| 1 | 情報センターの開設 | 7 |
| 2 | 情報センターの役割・活動 | 7 |
| 3 | 災害時における東京都防災（語学）ボランティア派遣の流れ | 8 |
| IV | 平常時の活動 | |
| 1 | 平常時の活動内容 | 10 |
| 2 | 平常時の語学ボランティア派遣依頼 | 10 |
| 3 | 平常時の補償等 | 10 |
| V | 研修等 | |
| 1 | 東京都防災（語学）ボランティア研修 | 11 |
| 2 | 東京都防災（語学）ボランティアメルマガ等による情報提供 | 11 |
| VI | 登録更新・変更の手続等 | |
| 1 | 登録証について | 12 |
| 2 | 登録更新・変更等の諸手続 | 12 |
| | ・ | |
| | 参考資料 | |
| | ・ 東京都防災ボランティアに関する要綱 | 15 |
| | ・ 東京都防災（語学）ボランティアの登録に関する取扱要領 | 18 |
| | ・ 東京都防災（語学）ボランティアの平常時の活動に関する取扱要領 | 22 |

・コラム

| | |
|------------------------|----|
| 災害伝言ダイヤル 1 7 1 ----- | 24 |
| 災害用伝言板 web 1 7 1 ----- | 25 |
| 災害用伝言板 ----- | 26 |
| 外国語放送・役立つリンク集 ----- | 27 |

I 東京都防災(語学)ボランティア制度とは

東京都内で大規模な災害が発生した場合、都や区市町村からの要請に基づき、都の各部署や区市町村の避難所等において、通訳や翻訳などを通して、被災外国人等の支援を行うため、一定の語学力を有する方にあらかじめ登録いただく制度です。

東京都防災(語学)ボランティアが活動中の事故により傷害等を受けたときは、「災害時において応急処置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例」の規定に準じて補償されます。活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費(現物支給を含む)の他、災害現場における円滑な業務遂行のため、活動内容に対応した被服等も支給されます。

一方で、東京都防災ボランティアとして、活動に関する理解と、災害時対応についての知識を深めていただくことを目的として、研修の受講をお願いしています。

また、平常時にも、都や区市町村等が行う様々な事業において、外国人等への通訳・翻訳を行っていただくことがあります。

II 災害時の活動

1 災害時の活動内容

災害発生時、都では都庁本庁舎(新宿区西新宿2-8-1)に東京都災害対策本部が設置されます。それにあわせて、災害対策本部の一組織として生活文化局都民生活部に外国人災害時情報センター(7ページ参照)を開設します。

外国人災害時情報センターは、防災(語学)ボランティアの皆さんに、以下のような活動への協力を依頼します。

① 区市町村の要請に基づく外国人等に対する支援

(例) 避難所等における通訳・通訳・相談対応

② 都の災害情報の広報、被災者からの広聴への支援

(例) 都が行う、災害情報を伝えるツイッター文や行政情報等の翻訳、臨時相談窓口における外国人等からの電話相談対応等

③ その他、都各局からの要請に基づく外国人に対する支援

(例) 都立病院や災害救急対応をしている大規模病院における外国人被災者等の通訳

2 災害時の活動にあたっての手順

- (1) 災害が発生したら、まず、自身や家族の安全を確保してください。
- (2) そのうえで、ボランティア活動ができる方は、次ページの手順に沿って行動してください。

なお、区市町村が整備する同様のボランティア制度に重複登録されている方は、区市町村からの派遣依頼を優先してください。

※居住地周辺の避難所の場所や、ボランティア活動をするうえで気を付けなければいけない事柄（現地入りに際しての留意点（5ページ参照））は、平常時から確認しておきましょう。

< 出動の手順 >



災害発生

東京都が災害対策本部、外国人災害時情報センターを設置



まず自身や家族の安全を確保！

東京都防災（語学）ボランティアシステム

から活動可否確認メールが届く



※原則として、メールが届くまで自宅等の安全な場所で待機してください。

東京都防災（語学）ボランティアシステム

に活動可否・活動可能エリア登録



※区市町村が整備する同様のボランティア制度に重複登録されている方は、区市町村からの派遣依頼を優先してください。

登録した活動可否・活動可能エリアに応じた活動依頼が、

東京都防災（語学）ボランティアシステム

から届く



※活動可否・活動可能エリアの登録内容は、ご自身の状況に応じてシステムにて随時更新できます。

東京都防災（語学）ボランティアシステム

に活動依頼への回答を登録



外国人災害時情報センターが活動を決定します。

要請元の区市町村から連絡します。指示に従って活動してください。

3 東京都防災（語学）ボランティアの活動

（1）区市町村の要請に基づく外国人等に対する支援

- ① 派遣先の避難所へ到着したら、ただちに避難所の運営スタッフへ着任したことを報告してください。
- ② 東京都防災（語学）ボランティアが避難所等で行う主な活動は、次のとおりです。
 - ・ 運営スタッフから得た災害情報や避難所でのルール等を翻訳、通訳し、被災した外国人等への伝達
 - ・ 被災した外国人等からの質問、要望を通訳し、運営スタッフへ伝達
- ③ 活動時間や活動期間は、避難所の運営スタッフと相談して決めてください。
- ④ 活動終了後は、東京都防災（語学）ボランティアシステム（以下「語ボラシステム」という。）から活動報告を行ってください。

ボランティア活動、4つの原則～ボランティア活動の基本的な考え方

①自分からすすんで行動する——「自主性・主体性」

ボランティア活動は、自分自身の考えによって始める活動であって、義務として行わせる活動ではありません。どんな小さなきっかけでも、自分自身の「やってみよう」という気持ちを大切にすることから、ボランティア活動が始まります。

②ともに支え合い、学び合う——「社会性・連帯性」

わたしたちの社会にはさまざまな課題が存在します。こうした課題を発見し、改善していくためには一人ひとりが考えることと、多くの人びとと協力しながら力を合わせて行動することが大切です。

③見返りを求めない——「無償性・無給性」

ボランティア活動は、活動目的の達成によって、出会いや発見、感動、そしてよろこびといった精神的な報酬を得る活動であり、個人的な利益や報酬を第一の目的にした活動ではありません。（ただし、交通費や食費、材料費などの実費弁償については無償の範囲としています。）

④よりよい社会をつくる——「創造性・開拓性・先駆性」

目の前の課題に対して、何が必要なのか、そして、改善のためにはどうすればよいか。ボランティア活動では、従来の考え方にとらわれることなく、自由な発想やアイデアを大切にしながら、方法やしぐみを考え、創り出していくことが大切です。

東京ボランティア・市民活動センター「ボラ市民ウェブ」より抜粋

(2) 都の災害情報の広報、被災者からの広聴への支援（都庁での活動）

① 東京都防災 X（旧 Twitter）及び行政情報の翻訳

災害時、東京都災害対策本部（総務局総合防災部）が発信する防災 X の翻訳文（英語・中国語・韓国語等）を発信します。

担当職員の指示のもと、翻訳作業をグループで行い、複数の人がチェックしたものを最終案とします。

② 都民相談の外国人臨時相談窓口での対応

都生活文化局では、平常時に都民相談の一環として外国人相談を行っていますが、災害時は、外国人等からの問合せが増えることが予想されることから、臨時に災害に関する外国人等のための相談窓口を設置します。

相談への回答は、都が用意した Q & A に沿って行います。

(3) その他、都各局からの要請に基づく外国人等に対する支援

（ボランティア派遣先での活動）

① 救急対応をしている病院や、都の施設等から、通訳要員、翻訳要員の派遣要請のある可能性があります。

派遣先の施設に到着したら、施設のスタッフへ着任したことを報告し、派遣先の指示に従ってください。

② 活動時間や活動期間は、施設のスタッフと相談して決めてください。

③ 活動終了後は、語ボラシステムから活動報告を行ってください。

現地入りに際しての留意点

- ・ 被災地に負担をかけないよう、食料・水・活動に必要な道具などは持参しましょう。
- ・ 現地入りの際は、自動車の使用を控えましょう。
- ・ 自分が出したゴミは持ち帰るようにしましょう。
- ・ 無理をして体調を崩してしまうと、逆に周囲に迷惑をかけてしまいます。適度に身体を休め、継続できる活動を心がけましょう。
- ・ ボランティア活動は、無償であっても責任の伴う活動です。活動内容や時間、してはいけない事などは守りましょう。

携行品チェックリスト

- 東京都防災（語学）ボランティア登録証
 - 東京都防災（語学）ボランティアビブス（衣服の上に着るベスト状のもの）
 - タオル・ハンカチ・ティッシュペーパー
 - 着替え
 - 雨具
 - 手袋（軍手やゴム手袋）、帽子又はヘルメット
 - 弁当
 - 水筒（水）
 - 携帯電話、充電器、電池
 - ラジオ、電池
 - 辞書
 - ノート、筆記用具
 - 健康保険証の写し
 - ウエットティッシュ（アルコール消毒ができるもの）
 - 救急薬品
- ★その他：現地の地図、缶切り、ライター・マッチ、石鹼、使い捨てカイロ、10円硬貨（公衆電話用）、ビニール袋等

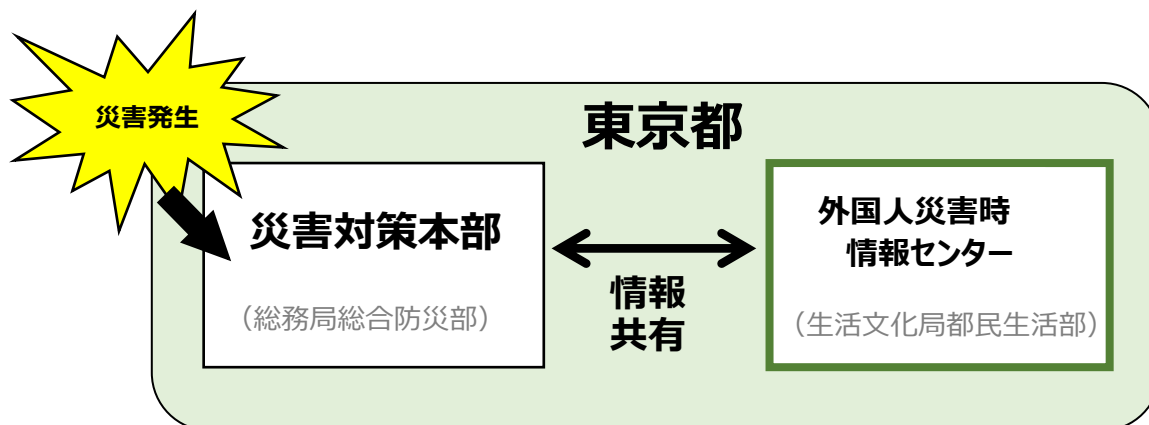
身じたく

- ・ 荷物をリュックサックなどに入れ、背負う。
- ・ 服装は、ズボン等動きやすく、身軽で災害時の気候に対応できるものを。
- ・ 靴は底の平たい丈夫なものを履く。素足やサンダルは禁物（踏み抜き防止）。
- ・ ヘルメット、帽子、頭巾などで頭を守る。
- ・ 軍手やゴム手袋などを用意。

III 外国人災害時情報センターについて

1 情報センターの開設

地震など大災害発生時、都は東京都災害対策本部を設置する。それに合わせ、災害対策本部の一組織として、生活文化局都民生活部に「外国人災害時情報センター」（以下「情報センター」という。）が設置される。

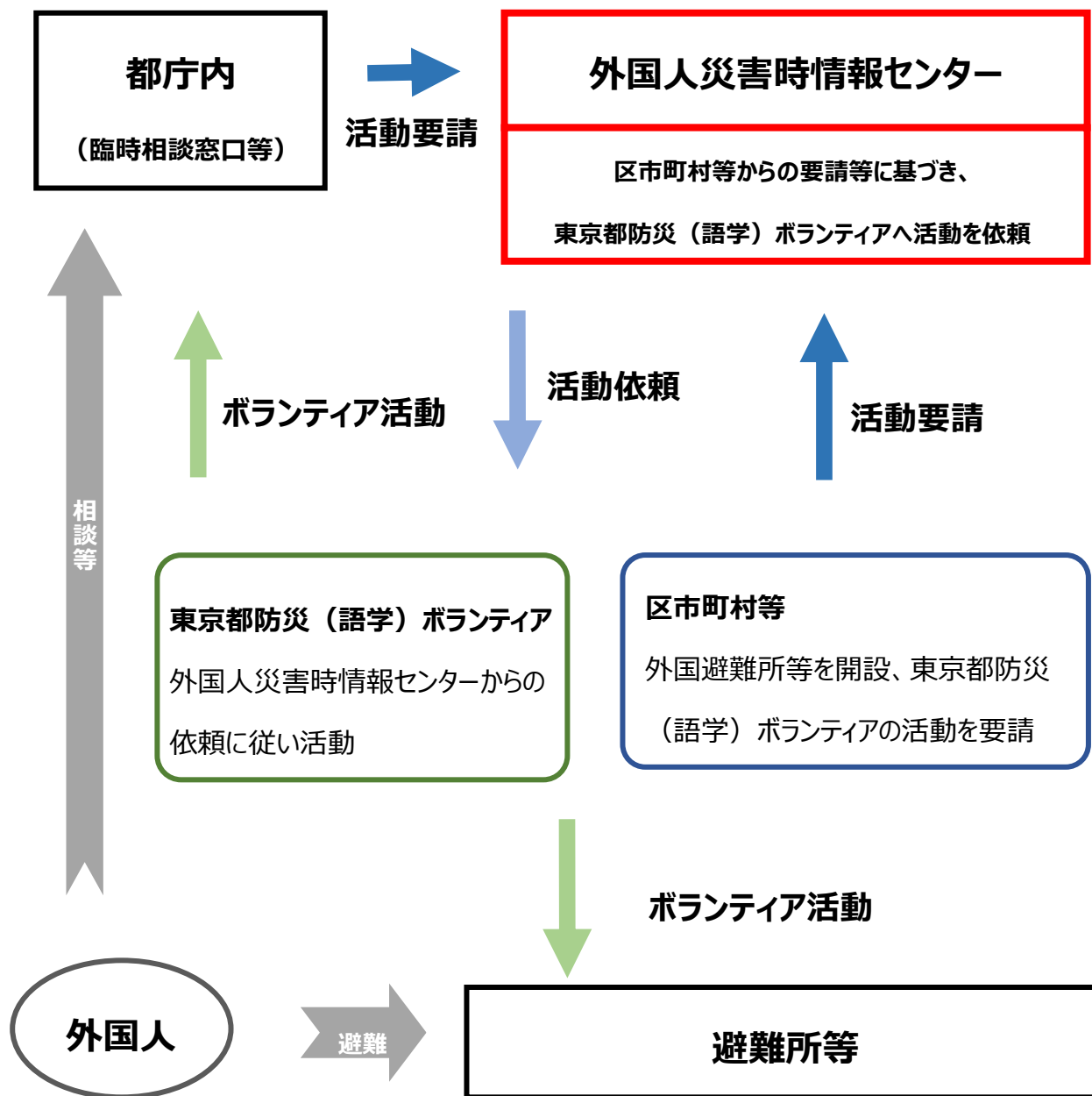


2 情報センターの役割・活動

情報センターの役割は、地震などの災害経験が少なく、日本語があまりよくわからない外国の方々等を支援することである。そのため、主な業務として、以下のことを実施する。

- ① 外国人等が必要とする情報の収集・提供
(庁内各局、国、区市町村、支援団体等)
- ② 庁内の外国人相談窓口の支援
- ③ 区市町村等が行う外国人等への情報提供に関する支援
(行政情報の翻訳の指示、関係団体への情報提供)
- ④ 災害情報の通訳及び翻訳に関する人員の配置
 - ア 東京都防災（語学）ボランティアの派遣
(被災者臨時相談窓口、都庁翻訳要員、避難所)
 - イ 語学登録職員への従事要請
(都庁翻訳要員)

3 災害時における東京都防災（語学）ボランティア派遣の流れ



<東京都庁 案内図>

東京都庁 第一本庁舎 19階

東京都 生活文化局 都民生活部



IV 平常時の活動

1 平常時の活動内容

都では、毎年9月1日「防災の日」の時期に区市、防災機関や都民が一体となって防災訓練を実施しています。それら訓練会場において、通訳、翻訳のブラッシュアップを兼ねた活動をお願いします。

防災訓練以外にも、都関係局や区市町村等の派遣の依頼があることがあります。ご協力をお願いします。

2 平常時の語学ボランティア派遣依頼

派遣要請のあった事業の内容が適当であると認められた場合、ボランティア活動に従事していただける方を語ボラシステムから募集します。

都はこの事務に必要な語学ボランティアの氏名・連絡先などの情報を、依頼者に提供します（派遣が決定した場合）。

3 平常時の補償等

活動中に発生する事故に対しては、派遣要請の依頼者がボランティア保険にあらかじめ加入するなど、防災（語学）ボランティアの皆さんの負担にならないようになっています。また、交通費など、活動に伴う経費が生じる場合は、派遣要請の依頼者が負担することになっています。

V 研修等

1 東京都（防災）語学ボランティア研修

東京都防災（語学）ボランティアとしての活動意識を高め、災害時等の対応能力向上を図ることを目的とした研修を毎年実施しています。

研修は、登録期間内に可能な限り1回以上受講していただくことをお願いしています。

2 東京都防災（語学）ボランティアメルマガ等による情報提供

ボランティア活動や防災に関する基礎的な知識を、東京都防災（語学）ボランティアメルマガ等で情報提供します。また、ウェブサイトに活動報告を掲載しますので、併せてご覧ください。メルマガ等は、語ボラシステムから送付します。

（今まで発信してきました語学ボランティアニュースもウェブサイトからご確認ください。）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/bousai_gobora（生活文化局「東京都防災（語学）ボランティア」ウェブサイト）

VI 登録更新・変更の手続等

1 登録証について

登録された東京都防災（語学）ボランティアの方には、東京都知事が認証した「東京都防災（語学）ボランティア登録証」を交付します。登録証を第三者に貸与し、また譲渡することは禁止されています。

災害時、平常時とも、活動するときは必ず登録証を携帯してください。

登録証を紛失した場合は、下記担当まで速やかに届け出てください。

2 登録更新・変更等の諸手続

(1) 登録更新

登録期間は、登録された日から4年を経過する日の属する年度の末日（3月31日）までです。

登録を更新される場合は、更新時期に語ボラシステムから案内メールを送付します。登録を更新いただける場合は、メールの案内を確認のうえ、語ボラシステムから申込みを行ってください。更新手続き完了後、新しい登録証を発行します。

(2) 登録事項変更

登録事項（住所・連絡先・メールアドレス・名前等）に変更が生じた場合は、速やかに語ボラシステムから変更申請してください。

また、登録言語を追加する場合は、語学能力要件を確認のうえ、適宜「資格証明添付欄」に「語学力を証明する書類」を添付し、語ボラシステムから変更申請をお願いします。

これらは、いざ災害が発生した際に、連絡可能な体制を確保するため必要な手続きですのでご協力をお願いいたします。

(3) 登録抹消

登録を抹消しようとするときは、語ボラシステムから抹消申請してください。
お手数ですが登録証は、下記担当まで返納してください。

【担当部署】東京都 生活文化局 都民生活部

地域活動推進課 多文化共生推進担当

TEL：03-5320-7738

FAX：03-5388-1331

Email：S1161202@section.metro.tokyo.jp

参 考 资 料

東京都防災ボランティアに関する要綱

平成7年5月11日
6 総災防第 280号
総務局長決定

(目 的)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第5条の規定による知事の要請に基づき、第3条に規定する活動に従事する者をいう。

(防災ボランティア活動の種類及び資格)

第3条 防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

(防災ボランティアの登録等)

第4条 防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。

3 知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第2号様式）を交付する。

(防災ボランティアの出動)

第5条 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めるときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

(出動経費の負担)

第6条 防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。

(被服等の支給)

第8条 災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

(登録事項の変更手続き等)

第9条 防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第3号様式）により、知事に提出しなければならない。

(委 任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

| 種 別 | 資 格 |
|-------------|---|
| 建築物の応急危険度判定 | 建築士法（昭和25年法律第202号）に定める建築士、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築施工管理技士又は又は知事が特に必要と認めた者であつて、都内に住所を有するもの又は勤務地を有するもの |
| 語学ボランティア | 別に定める基準に該当する者又は知事が特に必要と認めた者であつて、都内に住所を有し、勤務し、又は在学するもので、満18歳以上のもの |

※別記様式 1、2 及び 3 は、省略しています。

「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づく
東京都防災（語学）ボランティアの登録に関する取扱要領

平成 8 年 8 月 22 日
8 生文国国第 462 号決定

（目的）

第 1 この要領は、「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成 7 年 5 月 11 日付 6 総災防第 280 号総務局長決定。以下「要綱」という。）に基づき、震災等の大規模な災害発生時において、語学能力を活用したボランティア活動を通じて被災外国人等を支援するなど、被災地域における円滑な応急対策活動を行うボランティアの養成及び登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要領において、東京都防災（語学）ボランティア（以下「語学ボランティア」という。）とは、要綱に定める防災ボランティアとして登録され、語学によるボランティア活動をする者をいう。

（登録等）

第 3 語学ボランティアの登録を希望する者は、要綱第 4 条第 1 項に定める東京都防災ボランティア登録申込書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 東京都防災（語学）ボランティア活動希望調書（様式 1）
- (2) 言語別基準（別表 1）を満たしていることの証明書の写し
- (3) 顔写真（縦横比 5：4、印刷時サイズ縦 3cm×横 2.4cm、正面・脱帽・3 か月以内に撮影したもの）

2 知事は、必要に応じて 1 の（2）の書類の提出を免除することができる。

3 語学ボランティアの登録に当たっては、震災等の大規模な災害発生時における緊急連絡体制の整備のため、緊急時に連絡可能なメールアドレスの登録を義務付けるものとする。
また、都は、語学ボランティアが登録したメールアドレス等、個人情報に関して、情報漏えい等のないよう、管理を徹底しなければならない。

4 語学ボランティアの登録に当たっては、都内の区市町村自治体が整備する同様の制度との重複登録を認めるものとする。

なお、区市町村の制度との重複登録を行う語学ボランティアは、震災等の大規模な災害発生時の対応や、訓練、講習等の受講に際し、区市町村からの派遣依頼を優先することとする。

5 知事は、1 から 3 までの規定に基づく申込みがあった場合において、登録予定者を選定の上、語学ボランティアとして適格であると認めた場合は、語学ボランティアとして登録簿に登載し、要綱第 4 条第 3 項に定める東京都防災ボランティア登録証を申込者に交付するものとする。

また、登録された語学ボランティアは、都が実施する講習を受講しなければならない。

6 語学ボランティアの登録の有効期限は、登録された日から 4 年を経過する日の属する年度の末日までとする。

また、知事は、有効期限前に東京都防災（語学）ボランティアの登録更新方法を語学ボランティアに通知しなければならない。

なお、語学ボランティアの登録の更新を希望する者は、東京都防災（語学）ボランティア登録更新申込書（様式 2）に必要事項を記入の上、知事に提出するものとする。

（登録事項の変更等）

第 4 語学ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消とするときは、要綱第 9 条に定める東京都防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届により、知事に届け出なければならない。ただし、軽微な登録事項の変更については、この限りでない。

2 知事は、語学ボランティアが次のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができるものとする。

また、登録を抹消された者は、登録抹消後、登録証を返還しなければならない。

- (1) 転居等により、語学ボランティアとしての活動が困難となった場合
- (2) 都が実施する講習を5か年にわたり未受講の場合
- (3) 公序良俗に反するなど、語学ボランティアとしてふさわしくない行為があった場合

(講習及び訓練)

第5 講習及び訓練は、次に掲げる事項のうち必要なものについて行う。

- (1) 総論
- (2) 語学ボランティアとしての心得・技術
- (3) 都の実施する災害対策訓練
- (4) その他

(再受講)

第6 語学ボランティアは、登録後においても、要綱第4条第2項に定める講習を5か年間に1度、必ず受講しなければならない。

(実施細目)

第7 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成8年8月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月20日から施行する。

※要領様式1及び2は省略しています。

別表 1

【対象】

1 母語以外の言語（日本語以外）を登録言語として希望する者

申込者は、原則として下記の資格証明を有することを条件とする。ただし、この表以外の言語、例えばタガログ語、ポルトガル語、タイ語等の各種言語の申込みで、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

| 言語 | 指標 | 規 準 | 実 施 団 体 |
|------------------------|--------------------------------------|-------|-------------------------|
| 英 語 | 実用英語技能検定 | 準1級程度 | (公財)日本英語検定協会 |
| | 国際連合公用語英語検定 | B級以上 | (公財)日本国際連合協会 |
| | TOEIC | 730以上 | (一財)国際ビジネスコミュニケーション協会 |
| | TOEFL PBT | 550以上 | ETS |
| | TOEFL iBT | 79以上 | ETS |
| 中 国 語 | 中国語検定試験 | 2級以上 | (一財)日本中国語検定協会 |
| | 漢語水平考試 (HSK) | 5級以上 | HSK日本実施委員会 |
| フランス語 | 実用フランス語技能検定試験 | 準1級以上 | (公財)フランス語教育振興協会 |
| ドイツ語 | ドイツ語技能検定試験 | 2級以上 | (公財)ドイツ語学文学振興会 |
| 韓国・朝鮮語 | ハングル能力検定試験 | 2級以上 | 特定非営利活動法人 ハングル能力検定協会 |
| スペイン語 | スペイン語技能検定 | 2級以上 | (公財)日本スペイン協会 |
| 有資格言語 | 通訳案内士 | 合格 | (独)国際観光振興機構 |
| いずれの言語でも可 (日本語を除く。) | 教育機関（日本国内・国外を問わない。）で日本語以外の言語で教育を受けた者 | 1年以上 | |

2 母語（日本語以外）を登録言語として希望する者

申込者は、原則として下記の資格証明を有することを条件とする。

| 言語 | 指標 | 規 準 | 実 施 団 体 |
|-------|---------------------------------------|---------------|--------------------------|
| 日 本 語 | 日本語能力試験 | N 2 レベル 以上 | (公財)日本国際教育支援協会・(独)国際交流基金 |
| 日 本 語 | 日本の教育機関で日本語教育を受けた者 | 1年以上 | |
| 日 本 語 | 日本語を含む2以上の言語を用いて翻訳・通訳を行う職業に従事した経験がある者 | 1年以上 | |

東京都防災（語学）ボランティアの平常時の活動に関する取扱要領

（目 的）

第1 この要領は、東京都防災（語学）ボランティアの災害時の対応能力の向上及び平常時における活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2 この要領において「ボランティア」とは、「東京都防災ボランティアに関する要綱」（平成7年5月11日付6総災防第280号総務局長決定）に基づき語学ボランティアとして登録された者をいう。

（派遣対象事業等）

第3 都民生活部長は、次の各号に掲げる団体等の実施する事業について、要請に応じボランティアを派遣する。

- (1) 東京都生活文化局に設置する外国人災害時情報センターが、防災訓練を実施する際に、外国語による支援が必要な場合
- (2) 東京都の各局及び東京都政策連携団体が実施する事業において、外国語による支援が必要な場合
- (3) 都内区市町村及び区市町村が設置する団体が実施する事業において、外国語による支援を必要とし、区市町村だけでは対応が困難な場合
- (4) その他都民生活部長が特に必要と認めた場合

（派遣依頼）

第4 ボランティアの派遣を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、活動場所及び活動内容を明示した「東京都防災（語学）ボランティア派遣依頼書」（別記第1号様式）を都民生活部長に提出する。

（ボランティアの募集及び派遣）

第5 都民生活部長が活動内容を適当と認めたときは、電子メールを通じてボランティアを募集する。

都民生活部長は、応募者名簿を作成し、依頼者に送付する。依頼者は、当該名簿により適宜応募者に連絡を取るものとし、決定結果を都民生活部長に連絡する。ただし、適当と認める場合は、応募者名簿の作成を省略し、募集に応じる者から依頼者に直接連絡を取ることとし、決定結果の連絡を第6に定める結果報告に代えることを妨げない。

- 2 前項の電子メールによる募集では対応困難な緊急の場合及び特定の少数言語を必要とする特別の場合で、都民生活部長が適当と認めたときは、電話、FAX等によりボランティアを募集する。
- 3 依頼者は、都民生活部長が承認した活動についてのみ、名簿を使用するものとする。

（結果の報告）

第6 依頼者は、事業終了後、「東京都防災（語学）ボランティア活動報告書」（別記第2号様式）を都民生活部長に提出する。

（活動に伴う経費等）

第7 第3（1）に規定する事業について、ボランティアを派遣する場合は、交通費相当額として1,500円をボランティアに対して支給する。

- 2 第3（2）から（4）までに規定する事業について、依頼者がボランティアの派遣を要請する場合は、前項の定めにした額を交通実費相当額として依頼者が負担する。

（補 償）

第8 依頼者は、活動中に発生する事故の補償のためにあらかじめボランティア保険に加入する等、ボランティアの負担にならないよう配慮しなければならない。

第9 この要領の実施に係る庶務は、生活文化局都民生活部地域活動推進課において処理する。

附 則

この要領は、平成9年10月1日から施行する。

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年4月1日から施行する。（13生文振国第636号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

※別記様式は省略しています。

◎コラム

災害用伝言ダイヤル 171（固定電話を用いて行う安否確認）

原則、公衆電話・携帯電話・PHSからもご利用になれます。

録音編

171

災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤル

録音は「1」を入力
(暗証番号を利用した録音は「3」)

被災地の方の「固定電話」の番号を入力
(必ず市外局番から入力してください)

続けて「1」を入力
(ダイヤル式の方はそのままお待ちください)

メッセージを録音

「9」で終了

再生編

171

災害用伝言ダイヤル

「171」をダイヤル

再生は「2」を入力
(暗証番号を利用した録音は「4」)

被災地の方の「固定電話」の番号を入力
(必ず市外局番から入力してください)

「1」で再生開始
(ダイヤル式の方はそのままお待ちください)

伝言の再生

繰り返し再生は「8」
次の伝言の再生は「9」

繰り返し再生は「8」
次の伝言の再生は「9」

再生後のメッセージの録音は「3」

災害用伝言板 web171（インターネットを用いて行う安否確認）

【web 1 7 1 URL】 <https://www.web171.jp> ※ご利用には、登録が必要です。

登録編

web 1 7 1

災害用伝言板

「web 1 7 1」へアクセス

<https://www.web171.jp>

利用規約に「同意」

伝言を登録する「電話番号」を入力
携帯電話等の番号でもご利用いただけます

登録者・メッセージの入力

伝言の登録

確認編

web 1 7 1

災害用伝言板

「web 1 7 1」へアクセス

<https://www.web171.jp>

利用規約に「同意」

伝言を確認したい「電話番号」を入力

伝言の確認

返信の伝言の登録

※ 災害伝言板 web171は、日本語・英語・中国語・韓国語でのご利用が可能です。
利用マニュアルも日本語・英語・中国語・韓国語版があります。詳細は以下をご参照ください。

・東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

・災害用伝言版(web171)NTT東日本

<https://www.ntt-east.co.jp/saigai/web171/index.html>

災害用伝言板（スマートフォン版）

伝言の登録や確認ができます。伝言の確認は、全国からのアクセスが可能です。

◆伝言の登録

① TOP 画面

伝言を登録したい電話番号を入力して、「登録」をクリックしてください。



② 伝言登録画面

お名前（ひらがな）、安否、伝言(100文字まで)を入力して、「登録」をクリックしてください。登録した伝言は画面下部に反映されます。



◆伝言の確認

① TOP 画面

伝言を確認したい電話番号を入力して、「確認」をクリックしてください。



② 伝言確認画面

伝言の内容を確認します。確認後に伝言を登録することもできます。



※画面や方法は各通信事業者によって異なります。詳細は以下のリンクを御確認ください。

- ・一般社団法人 電気通信事業者協会 <https://www.tca.or.jp/information/disaster.html>
- ・東京都防災ホームページ <https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

正月三が日、毎月1日・15日、防災週間（8月30日～9月5日）、防災とボランティア週間（1月15日～21日）には体験利用ができます。

災害用音声お届けサービス

スマートフォン等の対応端末から専用アプリケーションをダウンロードすると、音声メッセージを送信することができるサービスです。

詳細は、東京都防災ホームページ「災害時の安否確認」をご覧ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

外国語放送 Non-Japanese broadcast

<テレビ>

NHK WORLD -English- <https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/>
(英語)

<ラジオ FM/AM>

InterFM FM 89.7MHz <https://www.interfm.co.jp>
(災害時や緊急時には、外国語放送局の特徴を活かした多言語の特別番組を放送する)

American Forces Network Pacific AM 810KHz <https://pacific.afn.mil/Local-Stations/Tokyo/>
(英語)

NHK WORLD RADIO JAPAN News

<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/radio/about/>

(英語、中国語、韓国語、アラビア語、インドネシア語、ウルドゥー語、スペイン語、スワヒリ語、タイ語、ヒンディ語、フランス語、ベトナム語、ペルシャ語、ベンガル語、ポルトガル語、ミャンマー語、ロシア語)

役立つリンク集

■東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

■東京都防災マップ（避難所・避難場所・一時滞在施設が検索可能）

<https://map.bosai.metro.tokyo.lg.jp/>

■安否確認の手段についての情報（災害用伝言ダイヤル等）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

■「東京くらし防災」・「東京防災」及び「防災アプリ」

- ・「東京くらし防災」・「東京防災」（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028036/1028051/index.html>

- ・「東京都防災アプリ」（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、やさしい日本語）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028747/index.html>

■東京都生活文化局 「外国人向け防災情報」

災害時に活用できる「ヘルプカード」、防災意識を高めるためのツールや動画、外国人向けの防災体験ツアーをご紹介します。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/0000000144

■東京都防災（語学）ボランティアのページ

「語ボラ」の活動内容等をご確認いただけます。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/chiiki_tabunka/tabunka/tabunkasuishin/bousai_gobora

■東京都多文化共生ポータルサイト <https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/>

一般財団法人東京都つながり創生財団が運営するポータルサイトです。東京で生活する外国人に向け、さまざまな情報を発信しております。

■財団法人自治体国際化協会(CLAIR) <https://www.clair.or.jp/>

「防災・減災のための多言語支援の手引き」や「多言語災害情報文例集」等をご覧いただけます。

<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/saigai.html>

東京都防災（語学）ボランティア ハンドブック

令和7年4月発行

編集・発行：東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話：03-5320-7738

FAX：03-5388-1331